



# 三重県公報

令和5年3月31日(金)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	条 例		
28	三重県県税条例の一部を改正する条例	(税務企画課)	2
	規 則		
39	三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税務企画課)	33

### 公布された条例のあらまし

◎ 三重県県税条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に鑑み、個人県民税、不動産取得税、自動車税等についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

### 条 例

三重県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第二十八号

三重県県税条例の一部を改正する条例

三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税地)</p>	<p>(課税地)</p>
<p>第八条 (略)</p>	<p>第八条 (略)</p>
<p>2、7 (略)</p>	<p>2、7 (略)</p>
<p>8 第二項の規定にかかわらず、種別割の課税地は、普通徴収に係る徴収金にあつては納税義務者の住所地（法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）が県内にある場合においては住所地、県内にない場合においては自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（自動車に付加して一体となつている物として令で定めるものを含む。）のうち、同法第三条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう。第八節及び附則第十八条について同じ。）の主たる定置場の所在地、証紙徴収に係る徴収金にあつては同法に定める登録等の事務を行う事務所の所在地とする。</p>	<p>8 第二項の規定にかかわらず、種別割の課税地は、普通徴収に係る徴収金にあつては納税義務者の住所地（法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）が県内にある場合においては住所地、県内にない場合においては自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（自動車に付加して一体となつている物として令で定めるものを含む。）のうち、同法第三条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう。第八節並びに附則第十七条の十二及び第十八条について同じ。）の主たる定置場の所在地、証紙徴収に係る徴収金にあつては同法に定める登録等の事務を行う事務所の所在地とする。</p>
<p>9・10 (略)</p>	<p>9・10 (略)</p>
<p>(所得割の課税標準)</p>	<p>(所得割の課税標準)</p>
<p>第二十二条 (略)</p>	<p>第二十二条 (略)</p>
<p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又は令に特別の定めがある場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第二十二条第二項又は第三項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例</p>	<p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又は令に特別の定めがある場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第二十二条第二項又は第三項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例</p>

により算定する。ただし、同法第六十条の二から第六十条の四までの規定の例によらないものとする。

(寄附金税額控除)

第二十五条の二 (略)

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金(以下この項において「第一号寄附金」という。)であつて、第一号、第四号及び第五号に掲げる基準(都道府県等が返礼品等(都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。)を提供する場合には、次に掲げる基準)に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

二・三 (略)

四 都道府県等が法第三十七条の二第二項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内(当該都道府県等が同項の規定による指定を受けていた期間に限る。次号において「特定期間」という。)において前三号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと。

五 特定期間において行われた法第三十七条の二第五項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかつたことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。

(個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

によつて算定する。ただし、同法第六十条の二から第六十条の四までの規定の例によらないものとする。

(寄附金税額控除)

第二十五条の二 (略)

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金(以下この項において「第一号寄附金」という。)であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準(都道府県等が返礼品等(都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。)を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準)に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一・二 (略)

(個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第五十条 個人の行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第七十二条の四十九の十二第一項の規定により計算した個人の事業の所得の金額が法第七十二条の四十九の十四第一項の規定による控除額を超えるものは、毎年三月十五日までに（年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から一月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、四月以内）に）、施行規則第六条の七第一項に規定する申告書（次項において「個人の事業税の申告書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 3 4 (略)

(製造等の承認を受ける義務等)

第一百六条の二十四 元売業者（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、法第一百四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。）、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。）及び自動車の保有者は、次に掲げる場合には、法第一百四十四条の三十二第一項に規定するところにより、知事の承認を受けなければならない。

1 3 4 (略)

2 3 4 (略)

附 則

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第八条 (略)

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民

第五十条 個人の行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第七十二条の四十九の十二第一項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が法第七十二条の四十九の十四第一項の規定による控除額を超えるものは、毎年三月十五日までに（年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から一月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、四月以内）に）、施行規則第六条の七第一項に規定する申告書（次項において「個人の事業税の申告書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 3 4 (略)

(製造等の承認を受ける義務等)

第一百六条の二十四 元売業者（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、法第一百四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。）、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。）及び自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、法第一百四十四条の三十二第一項に規定するところにより、知事の承認を受けなければならない。

1 3 4 (略)

2 3 4 (略)

附 則

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第八条 (略)

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から令和五年三月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民

税の課税の特例)

第十条 昭和六十三年年度から令和八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第十二条において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第十二条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 （略）

第十五条の三 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十二年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令で定めるものの新築を令和七年三月三十一日までにした場合における第六十条第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令で

税の課税の特例)

第十条 昭和六十三年年度から令和五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第十二条において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第十二条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 （略）

第十五条の三 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十二年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令で定めるものの新築を令和五年三月三十一日までにした場合における第六十条第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令で

定めるものの新築」と、「含むものとし、法第七十三条の十四第一項に規定する令で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「一戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの）」とあるのは「当該取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの」とする。

第十五条の四 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十四条第一項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第二十五条に規定する認定事業（その事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にあるものにあつては、令に定める要件を満たすものに限る。）の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和五年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する。ただし、当該取得が同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

第十六条の二 高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令で定めるもの

定めるものの新築」と、「含むものとし、法第七十三条の十四第一項に規定する令で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「一戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの）」とあるのは「当該取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの」とする。

第十五条の四 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十四条第一項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第二十五条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する。ただし、当該取得が同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

第十六条の二 高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令で定めるもの

の用に供する土地の取得を令和七年三月三十一日までにした場合における第六十八条第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「住宅（令で定める住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

（環境性能割の非課税）

第十七条の十二 （略）

の用に供する土地の取得を令和五年三月三十一日までにした場合における第六十八条第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「住宅（令で定める住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

（環境性能割の非課税）

第十七条の十二 （略）

2 第一百三十一条第一項第一号ロ（同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。）又は第二号ロ若しくは第三号ロ（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年十二月三十一日までの間（次条第二項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第二百二十四条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

3 第二百二十六条第一項第六号に規定する軽油自動車（以下この条及び附則第十八条において「軽油自動車」という。）のうち、

	<p>同号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準(附則第十八条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)又は同号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準(附則第十八条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合する乗用車(同号イ及びロに掲げる乗用車を除く。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第二百二十四条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。</p>
<p>(環境性能割の税率の特例) 第十七条の十三 (略)</p>	<p>4 第三百三十一条第一項第三号イ若しくはロ又は第二項第三号イに掲げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第二百二十四条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。 (環境性能割の税率の特例) 第十七条の十三 (略)</p>
	<p>2 自家用の乗用車に対する第三百三十一条第二項(同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。</p>
<p>(環境性能割の課税標準の特例) 第十七条の十四 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」と</p>	<p>(環境性能割の課税標準の特例) 第十七条の十四 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」と</p>



いう。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で最初の第二百二十五条第三項に規定する新規登録(以下この条から附則第十八条の二までにおいて「初回新規登録」という。)を受けけるものに対する第三百十条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から千万円を控除して得た額」とする。

一・二 (略)

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けけるものに対する第三百十条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から六百万円(乗車定員三十人以上の附則第十七条の十四第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港又は同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので施行規則で定めるものに限る。)にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十七条の十四第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。)を控除して得た額」とする。

一・二 (略)

いう。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で最初の第二百二十五条第三項に規定する新規登録(以下この条から附則第十八条の二までにおいて「初回新規登録」という。)を受けけるものに対する第三百十条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から千万円を控除して得た額」とする。

一・二 (略)

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けけるものに対する第三百十条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から六百万円(乗車定員三十人以上の附則第十七条の十四第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港又は同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので施行規則で定めるものに限る。)にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十七条の十四第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。)を控除して得た額」とする。

一・二 (略)

<p>3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百三十条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。</p> <p>一〜三 （略）</p>	<p>3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百三十条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。</p> <p>一〜三 （略）</p>
<p>4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超えるトラック（施行規則で定める被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（第</p>	<p>4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超える二十トン以下のトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第三号及び第四号において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条第一項の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全</p>

<p>六項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百三十条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。)から三百五十万円を控除して得た額」とする。</p>	<p>上の技術基準で施行規則で定めるもの(次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)、同条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)及び同条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び第六項において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(第六項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百三十条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。)から五百二十五万円を控除して得た額」とする。</p>
<p>5</p>	<p>次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百三十条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「と</p>

いう。)から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下の乗用車(施行規則で定めるものに限る。)又はバス(施行規則で定めるものに限る。)(次号において「バス等」という。)であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとし

<p>5  車両総重量が八トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第三百三十条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。</p>	<p>て定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</p> <p>四  車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</p> <p>6  車両総重量が八トンを超えるトラック（施行規則で定める被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第三百三十条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。</p>
<p>6  乗用車（施行規則で定めるものに限る。）、バス（施行規則で定めるものに限る。）又は車両総重量が三・五トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録</p>	

を受けるものに対する第百三十条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

7 (略)

(種別割の税率の特例)

第十八条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(第百二十六条第一項第一号に規定する電気自動車をいう。第三項第一号及び次条第二項において同じ。)、天然ガス自動車(第百二十六条第一項第二号に規定する天然ガス自動車をいう。第三項第二号及び次条第二項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(第百二十六条第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。次条第二項において同じ。))並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。)、自家用の特殊用途車(キャンピング車に限る。)、第百三十七条の五第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る同項、同条第二項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 第百二十六条第一項第四号に規定す

7 (略)

(種別割の税率の特例)

第十八条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(第百二十六条第一項第一号に規定する電気自動車をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。))、天然ガス自動車(第百二十六条第一項第二号に規定する天然ガス自動車をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(第百二十六条第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。次条第二項において同じ。))並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。))、自家用の特殊用途車(キャンピング車に限る。)、第百三十七条の五第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る同項、同条第二項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 第百二十六条第一項第四号に規定す

るガソリン自動車（第三項第四号及び第四項第一号において「ガソリン自動車」という。）又は同条第一項第五号に規定する石油ガス自動車（第三項第五号及び第四項第二号において「石油ガス自動車」という。）で平成二十五年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの  
初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

一 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十七年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの  
初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

(略)

2

(略)

るガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第五号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成二十二年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの  
初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

一 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十四年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの  
初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

(略)

2

(略)

3 | 次に掲げる自動車に対する第三百七十七  
条の五第一項及び第二項の規定の適用に  
ついては、当該自動車が発行された日から令和三年三月三十一日までの間に初  
回新規登録を受けた場合には令和三年度  
分の自動車税の種別割に限り、次の表の上  
欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲  
げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる  
字句とする。

- 一 電気自動車
- 二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両

法第四十一条第一項の規定により平成  
三十年十月一日以降に適用されるべき  
ものとして定められた第二百二十六条第  
一項第二号イに規定する排出ガス保安  
基準で施行規則で定めるもの（第六項第  
一号において「平成三十年天然ガス車基  
準」という。）に適合するもの又は同条  
第一項第二号ロに規定する平成二十一  
年天然ガス車基準（以下この号及び第六  
項第二号において「平成二十一年天然ガ  
ス車基準」という。）に適合し、かつ、

窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三 第二百二十六条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第二百二十六条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第二百二十六条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定め



るもの

六 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第一項第一号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千元
	一万七千九百円	四千五百円
	一万九百円	五千五百円
	一万三千六百円	六千元
	一万七千二百円	七千元
	四万七百円	一万五百円
第一項第一号ロ	一万五千円	六千五百円
	三万五千円	八千元
	三万六千円	九千元
	四万三千五百円	一万千円
	五万円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万五千五百円	一万九千円
	八万七千円	二万二千円
	十一万円	二万七千五百円
第一項第一号イ	六千五百円	二千円
	九千円	二千五百円
	一万二千円	三千円

		一万五千円	四千円
		一万八千五百円	五千円
		二万二千円	五千五百円
		二万五千五百円	六千五百円
		二万九千五百円	七千五百円
		四千七百円	千二百円
	第一項 第二号ロ	八千円	二千円
		一万五千五百円	三千円
		一万六千円	四千円
		二万五百円	五千五百円
		二万五千五百円	六千五百円
		三万円	七千五百円
		三万五千円	九千円
		四万五百円	一万五百円
		六千三百円	千六百円
	第一項 第二号ハ(1)	七千五百円	二千円
		一万五千五百円	四千円
	第一項 第二号ハ(2)	一万二三百円	三千円
		二万六五百円	五千五百円
	第一項 第三号イ(1)	一万二千円	三千円
		一万四千五百円	四千円
		一万七千五百円	四千五百円
		二万円	五千円
		二万二千五百円	六千円
		二万五千五百円	六千五百円
		二万九千円	七千五百円
	第一項 第三号イ(2)	二万六千五百円	七千円

		三万二千円	八千円
		三万八千円	九千五百円
		四万四千円	一万千円
		五万五千円	一万三千円
		五万七千円	一万四千五百円
		六万四千円	一万六千円
第一項 第三号		三万三千円	八千五百円
		四万千円	一万五百円
		四万九千円	一万二千五百円
		五万七千円	一万四千五百円
		六万五千五百円	一万六千五百円
		七万四千円	一万八千五百円
		八万三千円	二万千円
第一項 第四号		四千五百円	千五百円
		六千円	千五百円
		三千九百円	千円
		五千三百円	千五百円
第一項 第五号		八千五百円	二千五百円
		一万二千五百円	三千五百円
第一項 第六号		六千円	千五百円
		六千八百円	二千円
		七千六百円	二千円
		一万千円	三千円
		一万二千五百円	三千五百円
		一万四千三百円	四千円
		一万六千四百円	四千五百円
		一万八千八百円	五千円
		一万千七百円	五千五百円

		円	
		三万二千五百円	八千五百円
		百円	
第一項第六号ロ		二万円	五千円
		二万四千四百百円	六千五百円
		二万八千八百百円	七千五百円
		三万四千八百百円	九千円
		四万円	一万円
		四万五千六百百円	一万千五百円
		五万二千四百百円	一万三千五百円
		六万四百百円	一万五千五百円
		六万九千六百百円	一万七千五百円
		八万八千円	二万二千円
第二項第一号		三千七百円	千円
		四千七百円	千二百円
		六千三百円	千六百円
第二項第二号		五千二百円	千三百円
		六千三百円	千六百円
		八千円	二千円
第四項		一万五千円	四千円
		六千五百円	二千円
		一万五百円	五千五百円
		八千円	二千円

4 次に掲げる自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第三百三十七條の五第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる

字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

第一項 第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五百円
第一項 第一号ロ	二万五千元	一万二千五百円
	三万五千元	一万五千五百円

			百円
		三万六千円	一万八千円
		四万三千五百円	一万二千元
		五万円	一万五千円
		五万七千円	一万八千五百円
		六万五千五百円	三万三千円
		七万五千五百円	三万八千円
		八万七千円	四万三千五百円
		十一万円	五万五千円
	第一項第二	六千五百円	三千五百円
	号イ	九千円	四千五百円
		一万二千元	六千元
		一万五千元	七千五百円
		一万八千五百円	九千五百円
		二万二千元	一万円
		二万五千五百円	一万三千円
		二万九千五百円	一万五千円
		四千七百円	二千四百円
	第一項第二	八千円	四千円
	号ロ	一万五千五百円	六千元
		一万六千円	八千元
		一万五五百円	一万五百円
		二万五千五百円	一万三千円
		三万円	一万五千円
		三万五千円	一万七千五百円
		四万五百円	一万五千円
		六千三百円	三千二百円

第一項 第二	七千五百円	四千円
号ハ (1)	一万五千百 円	八千円
第一項 第二	一万二百円	五千五百円
号ハ (2)	一万六百元	一万五百円
第一項 第三	一万二千円	六千円
号イ (1)	一万四千五 百円	七千五百円
	一万七千五 百円	九千円
	一万円	一万円
	一万二千五 百円	一万五千百 円
	一万五千五 百円	一万三千円
	一万九千円	一万四千五 百円
第一項 第三	一万六千五 百円	一万三千五 百円
号イ (2)	三万二千円	一万六千円
	三万八千円	一万九千円
	四万四千元	一万二千元
	五万五百円	一万五千五 百円
	五万七千円	一万八千五 百円
	六万四千元	三万二千元
第一項 第三	三万三千元	一万六千五 百円
号ロ	四万千元	一万五百円
	四万九千円	一万四千五 百円
	五万七千円	一万八千五 百円
	六万五千五 百円	三万三千元
	七万四千元	三万七千元
	八万三千元	四万五千百

			円	
第一項 第四号		四千五百円	二千五百円	
		六千円	三千円	
		三千九百円	二千円	
		五千三百円	三千円	
第一項 第五号		八千五百円	四千五百円	
		一万二千五百円	六千五百円	
第一項 第六号イ		六千円	三千円	
		六千八百円	三千五百円	
		七千六百元	四千元	
		一万円	五千五百円	
		一万二千五百円	六千五百円	
		一万四千三百円	七千五百円	
		一万六千四百円	八千五百円	
		一万八千八百円	九千五百円	
		一万九千七百円	一万円	
		二万二千五百円	一万六千五百円	
	第一項 第六号ロ		一万円	一万円
			一万四千四百円	一万二千五百円
			一万八千八百円	一万四千五百円
		二万四千八百円	一万七千五百円	
		四万円	二万円	
		四万五千六百元	二万三千円	
		五万二千四百円	二万六千五百円	
		六万四千元	三万五千元	



3) 次に掲げる自動車に対する第百三十七  
 条の五第一項及び第二項の規定の適用に  
 ついては、当該自動車<sup>1</sup>が令和四年四月一日  
 から令和八年三月三十一日までの間に初  
 回新規登録を受けた場合には、当該初回新  
 規登録を受けた日の属する年度の翌年度  
 分の自動車税の種別割に限り、次の表の上  
 欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲  
 げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる  
 字句とする。

6) 次に掲げる自動車(自家用の乗用車等を  
 除く。)<sup>2</sup>に対する第百三十七条の五第一項  
 及び第二項の規定の適用については、当該  
 自動車<sup>3</sup>が令和三年四月一日から令和四年  
 三月三十一日までの間に初回新規登録を  
 受けた場合には令和四年度分の自動車税  
 の種別割に限り、当該自動車が令和四年四  
 月一日から令和五年三月三十一日までの  
 間に初回新規登録を受けた場合には令和  
 五年度分の自動車税の種別割に限り、第三

		百円	
		八万八千円	四万四千円
第二項第一 号		三千七百円	千八百円
		四千七百円	二千三百円
		六千三百円	三千二百円
第二項第二 号		五千二百円	二千六百円
		六千三百円	三千二百円
		八千円	四千円
第四項		一万五千円	七千五百円
		六千五百円	三千五百円
		一万五千円	一万五千円
		八千円	四千円

5) 第三項第一号から第三号までに掲げる  
 自動車のうち、自家用の乗用車等(自家用  
 の乗用車及び自家用の特殊用途車(キャン  
 ピング車に限る。))をいう。以下この条及  
 び次条において同じ。)に対する第百三十  
 七条の五第一項の規定の適用については、  
 当該自家用の乗用車等が令和三年四月一  
 日から令和四年三月三十一日までの間に  
 初回新規登録を受けた場合には令和四年  
 度分の自動車税の種別割に限り、当該自家  
 用の乗用車等が令和四年四月一日から令  
 和五年三月三十一日までの間に初回新規  
 登録を受けた場合には令和五年度分の自  
 動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄  
 に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ  
 る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字  
 句とする。

一 (略)
二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第百二十六条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの
三 (略)
四 ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が第百二十六条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和二

項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
一 (略)
二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの
三 (略)
四 ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第百二十六条第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

年度基準エネルギー消費効率」という。)以上のもので施行規則で定めるもの

五 石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が第百二十六条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

六 軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、第百二十六条第一項第六号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準(次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)又は同条第一項第六号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準(次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

第一項第一号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円

五 石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

六 軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

	一万五千七百四十円	
	恒円	
	一万七千九百四十円	
	恒円	
	一万五百円	五千五百円
	一万三千六百元	六千円
	恒円	
	一万七千二百七十円	
	恒円	
	四万七百元	一万五百円
第一項 第一号	一万五千円	六千五百円
	三万五千元	八千円
	三万六千元	九千円
	四万三千五百円	一万千円
	恒円	
	五万円	一万二千五百円
	恒円	
	五万七千元	一万四千五百円
	恒円	
	六万五千五百円	一万六千五百円
	恒円	
	七万五千五百円	一万九千円
	恒円	
	八万七千元	二万二千円
	十一万円	二万七千五百円
	恒円	
第一項 第二号	六千五百円	二千元
	九千円	二千五百円
	一万二千元	三千円
	一万五千元	四千元
	一万八千五百円	五千円
	恒円	
	二万二千元	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	恒円	
	二万九千五百円	七千五百円
	恒円	
	四千七百元	千二百円

第一項 第二号ロ	第一項 第二	八千円	二千円
		一万五千五百円	三千円
		一万六千円	四千円
		一万七千五百円	五千五百円
		一万八千五百円	六千五百円
		二万円	七千五百円
		二万五千円	八千円
		二万七千五百円	九千五百円
		二万九千円	一万円
		三万二千円	一万二千円
		三万五千円	一万五千円
第一項 第二号ハ(1)	第一項 第二	七千五百円	二千円
		一万五千五百円	四千円
第一項 第二号ハ(2)	第一項 第二	一万二千元	三千円
		二万六千五百円	五千五百円
第一項 第三号イ(1)	第一項 第三	一万二千元	三千円
		一万四千五百円	四千円
		一万七千五百円	四千五百円
		二万円	五千円
		二万二千五百円	六千円
		二万五千五百円	六千五百円
		二万七千五百円	七千五百円
		三万円	八千円
第一項 第三号イ(2)	第一項 第三	二万六千五百円	七千円
		三万二千円	八千円
		三万八千五百円	九千五百円
		四万四千元	一万円
		五万五千五百円	一万三千円
		五万七千五百円	一万四千五百円
		六万四千元	一万六千円
第一項 第三号ロ	第一項 第三	三万三千円	八千五百円
		四万千円	一万五千円

		四万九千円	一万二千五百円
		五万七千円	一万四千五百円
		六万五千五百円	一万六千五百円
		七万四千円	一万八千五百円
		八万三千円	二万円
第一項第四号		四千五百円	千五百円
		六千円	千五百円
		三千九百円	千円
		五千三百円	千五百円
第一項第五号		八千五百円	二千五百円
		一万二千五百円	三千五百円
		六千円	千五百円
第一項第六号イ		六千八百円	二千円
		七千六百円	二千円
		一万千円	三千円
		一万二千五百円	三千五百円
		一万四千三百円	四千元
		一万六千四百円	四千五百円
		一万八千八百円	五千円
		二万七千七百円	五千五百円
		三万二千五百円	八千五百円
第一項第六号ロ		二万円	五千円
		二万四千四百円	六千五百円
		二万八千八百円	七千五百円
		三万四千八百円	九千元

	百円	
	四万円	一万円
	四万五千六 百円	一万千五百 円
	五万二千四 百円	一万三千五 百円
	六万四 百円	一万五千五 百円
	六万九千六 百円	一万七千五 百円
	八万八千 円	二万二千 円
第二項第一 号	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
	六千三百円	千六百元
第二項第二 号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百元
	八千円	二千円
第四項	一万五千円	四千円
	六千五百円	二千円
	二万五千円	五千五百円
	八千円	二千円

4 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第百三十七条の五第一項第一号イ及び第四号イの規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一（三）（略）

第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円

7 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第百三十七条の五第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一（三）（略）

		一万三千八百円	七千円	5	第三項及び前項の規定の適用がある場合における第百三十七条の五第三項及び第五項の規定の適用については、第二項の規定を準用する。
		一万五千七百円	八千円		
		一万七千九百円	九千円		
		一万五百円	一万五百円		
		一万三千六百円	一万二千円		
		一万七千二百円	一万四千元		
		四万七千五百円	一万五千円		
	第四号イ	四万五千五百円	二千五百円		
				8	第三項から前項までの規定の適用がある場合における第百三十七条の五第三項及び第五項の規定の適用については、第二項の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間に効力を生ずる地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十七条の二第二項の規定による指定に係るこの条例による改正後の三重県県税条例(次項及び附則第四項において「新条例」という。)第二十五条の二第二項の規定の適用については、同項第四号中「法第三十七条の二第二項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内」とあるのは、「令和五年四月一日から法第三十七条の二第二項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日の前日までの間」とする。

(自動車税に関する経過措置)

3 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第十八条の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。



規 則

三重県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
令和五年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十九号

三重県税条例施行規則の一部を改正する規則

三重県税条例施行規則（昭和三十四年三重県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

様式目次中

「七の十五	第十三条の二	滞納処分停止通知書	」を
「七の十五	第十三条の二	滞納処分の停止通知書	」に、
「七の十六	第十三条の二	滞納処分停止取消通知書	」を
「七の十六	第十三条の二	滞納処分の停止取消通知書	」に改める。

第七号様式の十五及び第七号様式の十六を次のように改める。

第7号様式の15（第13条の2関係）

(滞納者宛て) 住(居)所 氏名 様	年 月 日																																																															
三重県知事 県税事務所長 自動車税事務所長																																																																
国																																																																
滞納処分の停止通知書																																																																
あなたの滞納に係る下記徴収金については、地方税法第15条の7第1項第 号の規定に該当しますので、滞納処分を停止します。 しかしながら、これによってあなたの納税義務が消滅したわけではありませんから、資力が回復次第直ちに納付（納入）してください。資力が回復したにも関わらず、納付（納入）のない場合は、滞納処分の停止を取り消し、滞納処分を執行することとなりますので、申し添えます。																																																																
滞納金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 10%;">期別</th> <th style="width: 10%;">税目</th> <th style="width: 10%;">納期限</th> <th style="width: 10%;">税額</th> <th style="width: 10%;">延滞金額</th> <th style="width: 10%;">加算金額</th> <th style="width: 10%;">滞納処分費</th> <th style="width: 10%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">..</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">..</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">..</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">..</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">..</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	計				..	円	円	円	円	円				..									..									..									..						合計								
	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	計																																																							
				..	円	円	円	円	円																																																							
				..																																																												
				..																																																												
				..																																																												
				..																																																												
合計																																																																
備考																																																																

第7号様式の16（第13条の2関係）

(滞納者宛て) 住(居)所 氏名		年 月 日							
様		三重県知事 県税事務所長 自動車税事務所長							
滞納処分の停止取消通知書									
<p>年 月 日付で滞納処分の停止をしたあなたの滞納に係る下記徴収金については、下記の理由により滞納処分の停止を取り消しましたから、地方税法第15条の8第2項の規定により通知します。</p> <p>については、速やかに下記徴収金を納付（納入）してください。</p> <p>なお、納付（納入）されない場合は、直ちに滞納処分を執行しますので申し添えます。</p>									
滞納金額	年度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 納 処 分 費	計
				..	円	円	円	円	円
				..					
				..					
				..					
	合 計								
取消理由		地方税法第15条の7第1項 ○号に該当する事実がないと認められるため。							
備 考									

注 この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第十八号様式を次のように改める。

第18号様式（第17条関係）

県 税 領 収 証 書

第 号	年度	納	住所			
賦課地	市町	人	氏名 様			
金 額		区 分	年 度	期 別	税 目	
円					( 税 )	
		自 年 月 日	年 月 日	日	延 滞 金	
						加 算 金
		合 計				
上記の金額を領収しました。					徴収簿整理印	
年 月 日						
三重県 総務部 県 税 事 務 所 自 動 車 税 事 務 所						
出納員					印	
					出 納 員 印	取扱者印
					※	※
徴収簿番号	第 号	領収証書 冊番号				

注 正副各一通を作成し、※印欄は副本のみ使用すること。

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

第四十五号様式を次のように改める。

第45号様式（第38条関係）

※処理事項	課税年月	納税者番号	受付	精査
	年 月			
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: inline-block; margin-right: 10px; text-align: center; line-height: 40px;">受付印</div> <p style="margin: 0;"><b>不動産取得税 減額免除申請書</b> <b>還付</b></p> <p style="text-align: right; margin: 0;">令和 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">三重県 県税事務所長 宛て</p>				
納税者	住所又は所在地	〒 -		
	フリガナ			
	氏名又は名称及び代表者氏名	電話番号（携帯電話可） ( )		
	個人番号(右詰め)又は法人番号			
不動産の概要	所在及び地番又は家屋番号	地目又は種類・構造	地積又は延床面積	取得年月日
		宅地 雑種地 ( )	m <sup>2</sup>	年 月 日
		宅地 雑種地 ( )	m <sup>2</sup>	年 月 日
減額、免除又は還付を受けようとする理由（該当番号を○で囲んでください。）	1 土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に特例適用住宅を新築したため 2 土地を取得した日の前後1年以内に、その土地の上の取得者自らが居住するための耐震基準適合既存住宅を取得したため 3 その他 ( )			
	上記理由の完了した年月日	年 月 日		
納付した税額	円	納付年月日	年 月 日	
減額又は免除を受けようとする金額	円	還付を受けようとする金額	円	
還付を受ける場合の振込先（該当番号を○で囲んでください。）	1 振込口座を指定する			
	金融機関名	銀行・金庫 組合		支店 出張所
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	口座名義（カタカナ）			
2 公金受取口座を利用する ※利用する方は、納税者本人のマイナンバーカード（個人番号カード）の提示、または写し（両面）を添付してください。（通知カード、個人番号記載の住民票は不可） 口座情報の記入及び通帳等の写しの提出は不要です。				
備考				
持参人（応答者）	氏名又は名称等		TEL	

～裏面の注意事項をよく読んで記載してください～

注 1 ※印の欄には、記載しないでください。

- 2 「納税者」欄中の「個人番号（右詰め）又は法人番号」の欄には、納税者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側1マス目を空けて2マス目から記載してください。
- 3 減額、免除又は還付を受けようとする理由を証明する書類（例：住宅用土地に係る減額等を受ける場合には、建物の登記事項証明書、建物の新築年月日以降に発行された土地の登記事項証明書等）を添付してください。

※個人番号（マイナンバー）確認処理事項（申請者の記載は不要です）

番号 記載 あり <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 本人	<b>I 番号確認</b> <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（原本） <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（両面の写し） <input type="checkbox"/> 通知カード* <input type="checkbox"/> 個人番号記載の住民票	<b>II 身元（実存）確認</b> <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（原本） <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（両面の写し） <input type="checkbox"/> 運転免許証、旅券等 <input type="checkbox"/> 官公署発行の書類 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<b>III 廃棄</b> <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（両面の写し）廃棄 （廃棄年月日： ）
	<input type="checkbox"/> 代理人	<b>I 代理権確認</b> <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書等（法定代理人） <input type="checkbox"/> 委任状（任意代理人） <input type="checkbox"/> 本人の健康保険証 <input type="checkbox"/> 納通、お知らせ文書	<b>II 代理人身元（実存）確認</b> <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証、旅券等 <input type="checkbox"/> 官公署発行の書類 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<b>III 本人の番号確認</b> <input type="checkbox"/> 本人のマイナンバーカード <input type="checkbox"/> 本人の通知カード又は写し* <input type="checkbox"/> 本人の個人番号記載の住民票の写し
番号 記載 なし <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 番号不明のため記載なし <input type="checkbox"/> 拒否されたため記載なし <input type="checkbox"/> 代理権が確認できないため記載なし <input type="checkbox"/> その他（ ）			

\*通知カード…R2. 5. 25 以後に氏名、住所等の記載事項に変更があった場合は利用不可。

個人番号通知書…確認書類としての利用は不可。

第四十号様式を次のように改める。

第46号様式（第39条関係）

※処理事項	課税年月	納税者番号	徴収猶予 整理簿	受付	精査
	年 月				

(受付印)

### 不動産取得税徴収猶予申告書

令和 年 月 日

三重県 県税事務所長 宛て

納税者	住所又は所在地	〒 -			
	フリガナ				
	氏名又は名称 及び代表者氏名	電話番号(携帯電話可) ( )			
	個人番号(右詰め) 又は法人番号				

取得した 不動産	所在及び地番又は家屋番号	地目又は 種類・構造	地積又は 延床面積	取得年月日
		宅地 ( )	m <sup>2</sup>	年 月 日
		宅地 ( )	m <sup>2</sup>	年 月 日

徴収猶予を受けよう とする理由（該当番 号を○で囲んでくだ さい。）	1 土地を取得した日から3年以内にその土地の上に特例適用住宅を新築する ため	
	2 その他 ( )	
	上記理由の完了する年月日	年 月 日の予定

税額(未確定の場合は 記載しなくてよい)	円
-------------------------	---

備考	
----	--

持参人 (応答者)	氏名又は 名称等	TEL
--------------	-------------	-----

- 注 1 ※印の欄には、記載しないでください。
- 2 「納税者」欄中の「個人番号(右詰め)又は法人番号」の欄には、納税者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側1マス目を空けて2マス目から記載してください。
- 3 徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類(例:住宅を新築する場合には、新築される方の氏名、新築する住宅の所在地、延床面積、完成予定年月日等が分かる建築確認済証等及び平面図)を添付してください。





第五十号様式を次のように改める。

第50号様式（第44条関係）

		登録番号	
年 月 日  県税事務所長 宛て	特別徴収義務者	住所（所在地） (電話 - - )	
		氏名（名称及び代表者氏名）	
		個人番号又は法人番号	
年 月分 ゴルフ場利用税納入申告書			
ゴルフ場の名称			
期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
区 分		利用人員数(A)	税 率(B)
一 般	会 員	人	円
	その他	人	
	小 計	人	
特 例	早朝・薄暮	人	(一般税率の1/2)  円
	ゴルフ場協会等の利用	人	
	65歳から69歳の利用	人	
	小 計	人	
合 計		人	円
非 課 税 利 用	① 障害者の利用		人
	② 18歳未満の利用		人
	③ 70歳以上の利用		人
	④ 学生・生徒及び教員の利用		人
	⑤ 国民スポーツ大会等の利用		人
	合 計		人
この申告書に基づいて納めた年月日		年 月 日	
申告納入期限		年 月 日	
備 考	(課税対象外利用人員数) 従業員利用： 人、プロの公式試合参加利用： 人、連盟会議出席者の利用： 人、 その他( ): 人		

注 この申告書を提出すると同時にゴルフ場利用税を納入してください。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の三重県県税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---